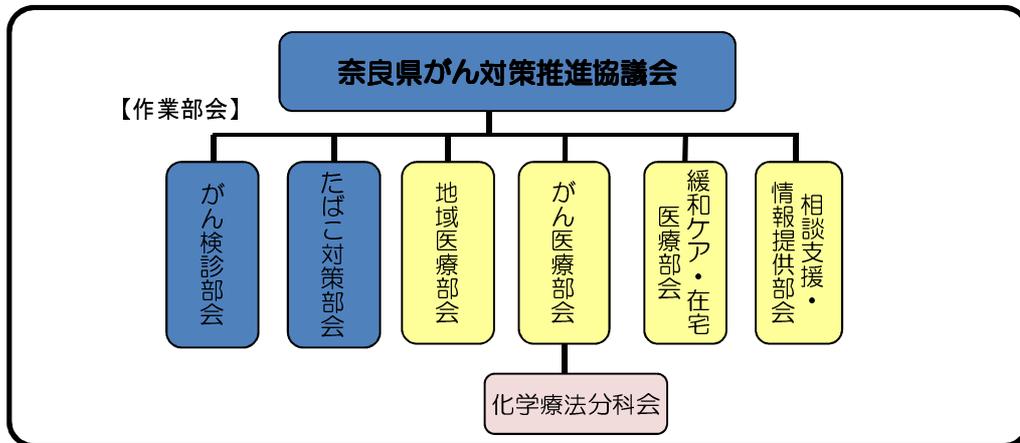


平成25年 奈良県がん対策推進協議会(部会)の体制について

●協議会の全体図



①協議会、作業部会の役割について

<協議会の役割>

- ・推進計画全体の進捗評価と必要な見直しの検討
- ・部会横断的なテーマやがん対策全般に関わる内容についての検討
- ・がん対策について関係者の意見を施策に反映

<作業部会の役割>

- ・推進計画の個別目標の進捗管理
- ・個別課題の具体的な検討

②作業部会の主な変更点

○「がん登録部会」の廃止

- ・H24年1月より「地域がん登録」を開始したことから、「がん登録部会」を廃止する。
がん登録に関しては「がん医療部会」において必要な検討を行う。

○部会構成メンバーの主な変更点

- ・「がん医療部会」に、化学療法関係、口腔ケア関係の専門家を加える。
- ・「地域医療部会」に、拠点病院等の地域連携担当と在宅医療の専門家を加える。
- ・「相談支援・情報提供部会」に、就労関係の専門家を加える。

③その他

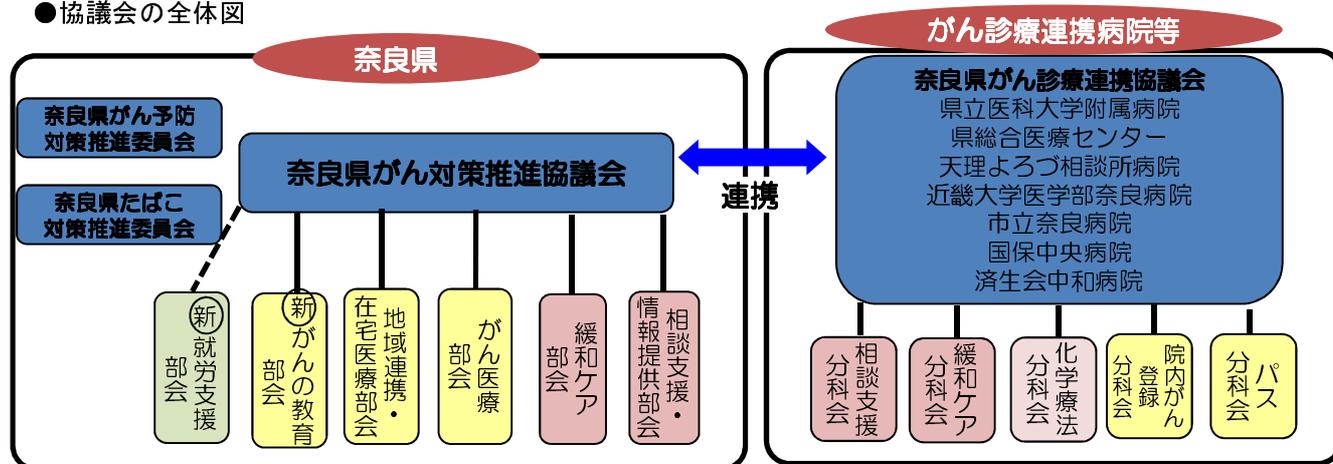
- ・各部会の代表である委員(部会長)が協議会に出席できない場合には、当該部会の委員のうち、部会長が指名した者の代理出席を認める。
- ・関係団体からの委員が協議会に出席できない場合には、当該団体からの代理出席を認める。

●部会における主な検討事項

部会名	検討事項
がん検診部会	○がん検診に関すること(精度管理、受診率向上)
たばこ対策部会	○たばこ対策に関すること
がん医療部会	○県下のがん治療の実施体制のあり方に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・県内の医療機能の把握 ・国の動向も踏まえながら、県が指定するがん診療連携支援病院のあり方の検討 ・県内の医療水準の向上に向けた施策の検討 ○診療に関する情報提供に関すること ○地域がん登録に関すること
緩和ケア・在宅医療部会	○緩和ケア推進に関すること ○在宅医療・介護サービス体制の整備に関すること
地域医療部会	○地域連携体制の構築に関すること
相談支援・情報提供部会	○がんに関する相談支援・情報提供(就労等を含む)に関すること

平成26年 奈良県がん対策推進協議会(部会)の体制について(案)

●協議会の全体図



①協議会、作業部会の役割について

<協議会の役割>

- ・推進計画全体の進捗評価と必要な見直しの検討
- ・部会横断的なテーマやがん対策全般に関わる内容についての検討
- ・がん対策について関係者の意見を施策に反映

<作業部会の役割>

- ・推進計画の個別目標を達成するため、個別課題の具体的な検討

②作業部会の主な変更点

- 「がん検診部会」「たばこ対策部会」は、協議会の下部組織ではなく、独立した委員会として取り扱う。
- 化学療法分科会は、がん診療連携協議会に位置づける。
- 「在宅医療」は「地域医療部会」に統合し、「地域連携・在宅医療部会」とする。
- 「緩和ケア部会」「相談支援・情報提供部会」は、がん診療連携協議会の分科会と共同で開催する。
→H25ならのがんに関する患者意識調査で、緩和ケアや相談支援センターの認知度がかなり低く、病院内での周知方法から検討する必要があるため。また、就労等の相談支援体制の整備も、病院内に求められている。
→特に、緩和ケアについては拠点病院の新要件で、緩和ケア提供体制の充実について追加されていて、病院内での整備、緩和ケアチームの活用、医療圏ごとの周知等が求められている。
- 「がんの教育部会」は個別目標を達成するための作業部会になるため、新規部会に位置づける。

③その他

- 同時開催する部会の事務は、がん診療連携協議会の事務局と連携して行う。

●部会における主な検討事項

部会名	検討事項
がん医療部会	○県下のがん治療の実施体制のあり方に関すること ・県内の医療機能の把握 ・国の動向も踏まえながら、県が指定するがん診療連携支援病院のあり方の検討 ・県内の医療水準の向上に向けた施策の検討 ○診療に関する情報提供に関すること ○地域がん登録に関すること
緩和ケア部会	○緩和ケア提供体制の整備、推進に関すること
地域連携・在宅医療部会	○地域連携・在宅医療体制の構築に関すること ○地域連携クリティカルパスに関すること ○がん在宅療養に関する意識調査に関すること
相談支援・情報提供部会	○がんに関する相談支援・情報提供(就労の相談体制の整備を含む)に関すること
がんの教育部会	○学校におけるがんの教育に関すること
就労支援部会	○がん患者・経験者の就労支援に関すること